

高松市保育施設等の利用調整に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により行う保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「保育施設等」という。）の利用についての調整（以下「利用調整」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用調整基準及び利用調整の方法)

第2条 市長は、保育施設等の入所の申込みを行った児童（以下「申込児童」という。）の数が当該保育施設等を利用できる児童数を超える場合に、当該保育施設等の利用調整を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する利用調整を行おうとするときは、家庭状況調査票（様式第1号）により、申込児童の属する世帯の全ての世帯員（申込児童と同居していない保護者及び兄弟姉妹（保護者が生計を維持している者に限る。）を含む。以下「世帯員」という。）の状況を当該申込児童の保護者から聞き取るものとする。

3 市長は、前項の規定により聞き取った内容について、別表第1の保育施設等利用調整基準表及び別表第2の調整点数表に基づき、基準点数及び調整点数を判定し、それらの数値を合計した値（以下「合計点数」という。）の高い児童から順に入所の承諾又は認定こども園の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者への利用の要請（以下「入所承諾等」という。）を行うものとする。

4 前項の基準点数の判定において、一の保護者が複数の類型に該当する場合は、そのうち最も高い基準点数を採用するものとする。ただし、区分1に該当し、かつ、区分4又は区分7に該当する場合は、それぞれの基準点数を合計した点数（当該合計した点数が20点を超える場合は、20点）を採用する。

5 第3項の基準点数の判定において、保護者間で基準点数が異なる場合は、いずれか低い方の基準点数を当該申込児童の基準点数とする。

6 前3項の規定により判定した合計点数が同一である申込児童が複数いる場合は、別表第3の順位表に規定する順位の上位に該当する申込児童から入所

承諾等を行うものとする。

- 7 第3項から前項までの規定にかかわらず、同一の保育施設等について、当該保育施設等を第1希望とする申込児童に対しては、当該保育施設等を第2希望以下とする申込児童よりも合計点数が低い場合であっても、優先的に入所承諾等を行うものとする。

（保護者から徴する書類）

第3条 市長は、保護者から保育施設等の入所の申込みを受け付けるときは、利用調整のための審査及び調査のため、世帯員のうち満15歳以上満65歳未満の者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）について、次の各号に掲げる保育を必要とする事由に応じ、当該各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、当該世帯員が保護者以外の者である場合であって、必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（1） 就労 就労証明書（様式第2号）（自営業の場合は、就労証明書（様式第2号）及び自営の実態を確認することができる書類）

（2） 求職活動 求職活動申立書（様式第3号）

（3） 妊娠・出産、疾病・障がい、同居親族等の介護・看護又は就学 妊娠・出産、傷病・障がい等、介護・看護、就学・技能習得等申立書（様式第4号）及び当該申立について確認するため必要があると認める書類

（4） 虐待・DV その事実を証明できる書類（公的機関が発行する証明書）

（5） 災害復旧 その事実を証明できる書類（被災証明書等の任意の様式で可）

- 2 市長は、前項に規定する場合において、申込児童、世帯員又は申込児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

（1） 申込児童の未就学の兄弟姉妹が特別支援学校幼稚部、特例保育、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設又は認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）を利用している場合 在籍証明書（様式第5号）

- (2) 申込児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (3) ひとり親家庭の場合（死亡、行方不明、拘禁及び離婚調停中の場合を含む。以下同じ。） 児童扶養手当証書（高松市が発行したものに限る。）の写し等のひとり親家庭であることを確認することができる書類
- (4) 生活保護世帯の場合 生活保護受給者証（高松市が発行したものに限る。）の写し
- （委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後における保育施設等の利用を希望する申込児童に係る利用調整については、同日前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。
- 3 当分の間、第2条第5項の規定の適用については、同項中「第1希望とする申込児童」とあるのは、「第1希望とする申込児童のうち、第3項の規定により判定したランクがAからCまでの者」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月4日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱の規定は、平成29年3月以降に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものから適用し、平成29年2月以前に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。
- 3 当分の間、第2条第7項の規定の適用については、同項中「第1希望とする申込児童」とあるのは、「第1希望とする申込児童のうち、第3項の規定により判定した合計点数が16点以上の者」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱の規定は、平成 30 年 3 月以降に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものから適用し、平成 30 年 2 月以前に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱の規定は、平成 31 年 3 月 1 日以後に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについて適用し、同年 2 月 28 日以前に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱の規定は、令和 3 年 3 月 1 日以後に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについて適用し、同年 2 月 28 日以前に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条（7）の改正部分は、決裁終了後、速やかに施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱の規定に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び別表第 1 から第 3 までの規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについて適用し、同年 3 月 31 日以前に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱

に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについて適用し、同年 3 月 3 1 日以前に利用を開始する保育施設等の入所の申込みに係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の高松市保育施設等の利用調整に関する要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

保育施設等利用調整基準表

調査日： 年 月 日 調査員氏名：

児童名		生年月日		希望施設名	
区分	類型	保護者の状況		基準点数	父 母
1	就労	月実働160時間以上の就労を常態とする場合		20	
		月実働140時間以上160時間未満の就労を常態とする場合		18	
		月実働120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合		16	
		月実働100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合		14	
		月実働80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合		12	
		月実働64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合		10	
2	妊娠・出産	出産のため、保育ができない場合（出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）		16	—
3	傷病	1か月以上の入院又は入院見込みの場合		20	
		自宅療養	常時臥床の場合	20	
			1か月以上の安静を要すると診断された場合又は日常生活動作に支障を来している場合	18	
			上記以外で通院加療が必要な場合	12	
	障がい等	「身体障害者手帳 1～2 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1～2 級所持」、「療育手帳④又は A 所持」、「介護保険の要介護度が 3～5」のいずれかに該当する場合		20	
		「身体障害者手帳 3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「療育手帳⑤又は B 所持」、「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合		18	
		「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合		12	
4	親族の介護・看護	親族の介護又は看護のため保育ができない場合		区分1を準用	
5	災害復旧	災害により、実際に居住していた家屋が被災し、その復旧活動を行っている場合		20	
6	求職活動・起業準備	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っているため、保育ができない場合		4	
7	就学・技能習得等	就学・技能習得等のため、保育ができない場合		区分1を準用	
8	虐待・DV	児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがあると認められる場合又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合（公的機関が発行する証明が交付される場合に限る。）		30	
9	その他	児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合		※	

※ 「9 その他」の類型に係る基準点数は、当該児童・世帯の状況に応じて、市長が定める。

別表第 2（第 2 条関係）
調整点数表

条 件		調整 点数
申込児童が同一認定こども園内で 1 号認定から 2 号認定へ転籍する場合（保育を必要とする事由が、求職活動である場合を除く。）		3 0
申込児童が認定こども園へ移行する幼稚園に在籍しており、移行後、その認定こども園で 2 号認定児として在籍する場合（保育を必要とする事由が、求職活動である場合を除く。）		3 0
申込児童が認可外保育施設に在籍しており、当該認可外保育施設が保育施設等となる場合であつて、当該申込児童が引き続き当該保育施設等に在籍する場合（保育を必要とする事由が、求職活動である場合を除く。）		3 0
ひとり親家庭の場合		1 2
保護者が保育士、保健師、看護師又は准看護師の資格を有しており、市内に所在する認可保育施設等又は認可外保育施設のうち企業主導型保育施設で保育士（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）その他の規定により保育士とみなされる場合を含む。）として働いているか、又は働くことが決まっている場合※ 1		1 2
既に申込児童の兄弟姉妹が保育施設等（2 号認定・3 号認定）に入所しており、その保育施設等に入所を希望する場合（兄弟姉妹が入所している保育施設等に転所を希望する場合を含む。）		8
申込児童が小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童である場合		8
保護者の育児休業が終了し、就労する場合		6
生活保護世帯の場合（就労等による自立支援につながる場合に限る。）		4
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		4
申込児童に障がいがあり、障がい児保育を実施する保育施設等を希望する場合		4
申込児童の兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育施設等に同時に入所を希望する場合		2
保護者の就労が内定しているか、又は保護者が就学予定である場合		－ 2
申込児童の住所が本市以外の場合（本市に転入する予定がある場合を除く。）		－ 2
6 5 歳未満の同居の親族等に関して	市長が定める期限までに、保育を必要とする証明書を提出していない場合※ 2	－ 4
	保育施設等利用調整基準表の区分 6 のみに該当する場合	－ 4
	保育施設等利用調整基準表のいずれの区分にも該当しない場合	－ 4
市長が定める期限までに、保護者に関して保育を必要とする証明書を提出していない場合※ 2		－ 1 0
正当な理由なく保育施設等の入所決定を辞退するなど、過去に公正な利用調整に支障を来たような行為（申込児童の兄弟姉妹等の利用調整における行為を含む。）を行つたことがある場合（当該行為に係る利用調整の対象となる日と利用希望日が同一年度内である場合に限る。）		－ 1 5
未納の保育料又は保育所等給食費があり、かつ、納付の相談が無い場合又は未納の保育料若しくは保育所等給食費の納付の約束を履行しない場合（卒園児を含む。）		－ 2 0

※ 1 「認可外保育施設」とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 1 2 項までに規定する業務又は同法第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とし、同法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。）第 1 7 条第 1 項の認可を受けていないもの（児童福祉法第 5 8 条の規定により児童福祉施設又は家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの及び認定こども園法第 2 2 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

※ 2 「保育を必要とする証明書」とは、第 3 条第 1 項各号に掲げる書類（同項ただし書きの規定により省略したものを除く。）をいう。

別表第3（第2条関係）

順位表

順位	類型又は保護者の状況
1	虐待・DV
2	災害復旧
3	保護者が養育している18歳未満の児童の数（児童の数が多い世帯を優先する。）
4	順位（①～⑧の順） ① 傷病・障がい等 ② 就労 ③ 妊娠・出産 ④ 親族の介護・看護 ⑤ 就労が内定している 場合 ⑥ 就学・技能習得等 ⑦ 就学・技能習得等予定 ⑧ 求職活動・起業準備
5	当該保育施設等が所在する教育・保育提供区域（高松市子ども・子育て支援推進計画に定める教育・保育提供区域をいう。）内に申込児童の住所がある場合
6	当該保育施設等の希望順位（希望順位が高い世帯を優先する。）
7	保護者の経済的状況（合計収入金額が低い世帯を優先する。）